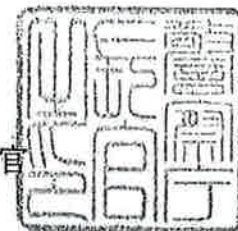


別記様式第9号

平28警察庁甲情公発第81-2号
平成28年7月15日

行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス
理事長 三木 由希子 様

警察庁長官

平成28年5月15日付けで請求のあった行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に基づき、下記のとおり開示することとしたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称
保有個人情報管理簿

2 不開示とした部分とその理由

(1) 不開示とした部分

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第1号、第2号に係る保有個人情報管理簿の各記載欄

(2) その理由

不開示とした部分には、治安情勢や犯罪情勢等を反映して作成される個人情報ファイルの名称、記録対象、収集方法等の国の安全や犯罪の捜査に関する情報及び当該情報を利用して行われる警察活動と密接に関連した情報が含まれており、公にすることによりこれら警察活動の実態が明らかとなり、犯罪行為を企図する者が対抗措置を講じることを容易にする等、国の安全が害されるおそれ又は犯罪捜査に支障を及ぼすおそれが認められることから、法第5条第3号又は同条第4号に該当するため不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、警察庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料(*)
A 4判文書 136枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	200円	0円
	②複写機により用紙に複写したものの交付	用紙1枚につき10円	1,360円	1,060円
	③スキャナにより読み取ってできた電子データをCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、当該文書1枚ごとに10円を加えた額(CD-R1枚)	1,460円	1,160円

* 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、法第14条第2項等の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を下記連絡先までご提出下さい。（「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等をご参照下さい。）

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：7月22日から8月31日まで（行政機関の休日を除く。）9:30～12:00及び13:00～17:00
場所：千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 警察庁情報公開室

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付費用（見込み額）

日数：開示の実施の方法に係る申請書の提出があった日から1週間後までに発送予定
送付費用：重さ約560gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には1kgまで600円（3(1)②の場合）
重さ約70gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には100gまで140円（3(1)③の場合）

4 連絡先

- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
- ・担当者名 水口
- ・E-mail koukai@npa.go.jp
- ・電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・FAX 03(3581)6840